

1. 件名：検査制度見直しに関する原子力エネルギー協議会等との面談

2. 日時：令和元年12月9日（月）18：05～19：15

3. 場所：原子力規制庁 9階Dヒアリングルーム

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 高橋課長補佐

検査評価室 滝吉室長補佐

実用炉監視部門 吉野企画調査官、小野主任監視指導官、片岸主任原子力専門検査官

専門検査部門 小坂企画調査官

実用炉審査部門 正岡管理官補佐、義崎管理官補佐、宮本管理官補佐、照井安全審査官

東京電力ホールディングス株式会社 原子力運営管理部 保安管理グループ 副長 他1名

中部電力株式会社 原子力部 運営グループ 副長 他1名

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子力安全部門 安全管理グループ マネジャー 他2名

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力発電グループ 副長 他1名

原子力エネルギー協議会 副部長 他2名

5. 要旨

(1) 原子力エネルギー協議会（以下「A T E N A」という。）等から、配布資料（1）及び（2）に基づき、許認可に基づく要求事項（実条件性能）に対する、定期事業者検査及び月例試験等で確認する内容についてのイメージ、及び事前調整（プレコンディショニング）の実施要否について、11月7日の面談時に原子力規制庁から明確化を求めた点に対する検討結果の説明があり、原子力規制庁と意見交換を行った。原子力規制庁から、全体のイメージとしては分かりやすくなったが、許認可に基づく機能要求が満たされていること（オペラブル）を月例の定例試験で事業者として判断できる根拠として、技術的にきちんと検証されていることが必要である旨を再度伝えた。その考え方を踏まえて、事業者としてどのような月例試験（事前調整の要否を含め。）を実施するのか、そして、それらを実施するために必要な保安規定への記載の方針を明確にするよう求めた。

6. 配布資料

(1) 実条件性能および定期試験等における確認行為の対応関係について（A T E N A 資料）

(2) 事前調整（プレコンディショニング）について（A T E N A 資料）